

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和5年5月10日

大磯町町税条例の一部改正について

資 料

- 1 改正概要 1
- 2 改正内容 1～2

税 務 課

大磯町町税条例の一部改正について

1 改正概要

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年7月1日に施行されることに伴い、所要の措置を講ずるため、大磯町町税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 軽自動車税種別割の税率に関する規定の改正

【施行日：令和5年7月1日】

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及びこれに伴う地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和5年7月1日に施行されることになり、電動キックボード等を対象とする新たな車両区分として、「特定小型原動機付自転車」の運用が開始されます。

この改正に伴い、当該法令に関連する大磯町町税条例の規定について、法令改正に合わせた改正を行うものです。

ア 原動機付自転車の区分

	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
動力源	電気	電気 又は ガソリン
車輪数	2輪以上	2輪以上
定格出力・ 総排気量	0.6kW 以下	「特定小型原動機付自転車」 以外のもの
最高速度	20km/h 以下	
長さ	1.9m以下	
幅	0.6m以下	
高さ	—	2.0m以下
税率	2,000 円/年 (令和6年度課税から)	2,000～3,700 円/年
例	電動キックボード	原付バイク（電気・ガソリン）

※「特定小型原動機付自転車」の要件を満たす車両は、全て該当となります。

(2) 軽自動車税環境性能割に係る引用条項の整理

【施行日：令和5年7月1日】

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、軽自動車税の環境性能割の非課税及び税率の特例について、引用条項の整理を行うものです。